

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年4月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第2号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条の2第3項及び第21条の3第3項中「応じ、当該駐車台数の2割に相当する駐車台数の範囲内において定める」を「応じた」に改める。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市計画課)